

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

災害対策基本法の規定にもとづく、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための名簿および個別避難計画の作成ならびに避難支援等関係者への情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護することを目的とし、本条例を制定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定にもとづく、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための名簿および個別避難計画の作成ならびに避難支援等関係者への情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 青梅市の区域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして、規則で定める要件を満たすものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者であって、規則で定めるものをいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報をいう。
- (6) 個別避難計画 名簿情報にかかる避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
- (7) 個別避難計画情報 個別避難計画に記載し、または記録された情報をいう。
- (8) 避難支援等実施者 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画にかかる避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。
- (9) 名簿情報等 名簿情報および個別避難計画情報をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 青梅市長（以下「市長」という。）は、法第49条の10の規定により、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する規則で定める事項を記載し、または記録するものとする。

(名簿情報の提供等)

第4条 市長は、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市長は、名簿情報の提供について、規則に定めるところにより、本人の同意の有無を確認した場合において、本人が同意しない旨の意思を明

示しないときは、当該本人の同意を得たものとするができる。ただし、その後において、避難行動要支援者が規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者にかかる名簿情報を提供することができない。

- 3 市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

(個別避難計画の作成)

第5条 市長は、法第49条の14第1項の規定により、個別避難計画を作成するものとする。

(個別避難計画情報の提供等)

第6条 市長は、法第49条の15第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該避難行動要支援者および避難支援等実施者（以下「避難支援等実施者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市長は、個別避難計画情報の提供について、規則に定めるところにより、避難支援等実施者等の同意の有無を確認した場合において、避難支援等実施者等が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該避難支援等実施者等の同意を得たものとするができる。ただし、その後において、避難支援等実施者等が個別避難計画情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者にかかる個別避難計画情報を提供することはできない。
- 3 市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

(名簿情報等の漏えいの防止のための措置)

第7条 名簿情報等の提供を受けた者は、当該名簿情報等の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第8条 市長は、提供した名簿情報等の管理の状況を確認するために必要があると認めるときは、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者に対し、当該名簿情報等の管理の状況に関する報告を求め、または当該名簿情報等の管理の状況を検査することができる。

2 市長は、前項の規定による避難支援等関係者が名簿情報等を適切に管理し難いと判断した場合には、名簿情報等を返還させるものとする。

(利用および提供の制限)

第9条 名簿情報等の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報等を自ら利用し、または当該名簿情報等の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(秘密保持義務)

第10条 名簿情報等の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその職員その他の当該名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であったものは、正当な理由がなく、当該名簿情報等にかかる避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、法にもとづき提供された名簿情報等は、この条例の規定により提供された名簿情報等とみなす。